

消基発第 175 号
平成 28 年 3 月 31 日

各市町村長
各消防補償等組合管理者
各水防組合管理者
水害予防組合管理者

} 様

消防団員等公務災害補償等共済基金
常務理事 有岡 宏
〔公印省略〕

第三者から受けた損害賠償の額又は自動車損害賠償保障法の規定により受けた保険金若しくは共済金若しくは損害賠償額との調整についての一部改正について（通知）

第三者から受けた損害賠償の額又は自動車損害賠償保障法の規定により受けた保険金若しくは共済金若しくは損害賠償額との調整について（昭和 41 年 12 月 26 日消基発第 9408 号）の一部を下記のとおり改正するので通知します。

ただし、この改正は平成 28 年 4 月 1 日以後に発生した事由について適用し、同日前に発生した事由については、なお従前の例によることとします。

記

記の一中「平成 14 年 4 月 1 日以降」を「平成 28 年 4 月 1 日以後」に改める。

記の三中「同法第 23 条の 2」を「同法第 23 条の 3」に改め、同三の注四中「参考一」を削る。

記の一二を次のように改める。

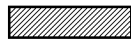
一二 保険金額若しくは共済金額又は損害賠償額の法定限度額は、参考のとおりである。

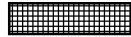
別紙中「（別紙）」を「別紙」に改める。

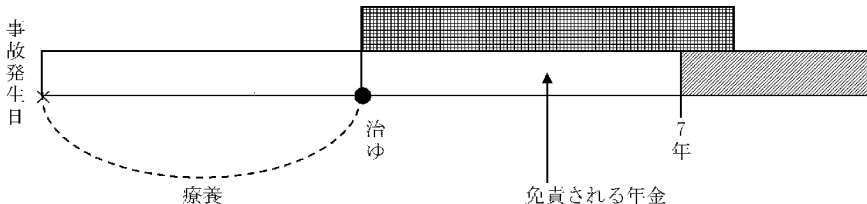
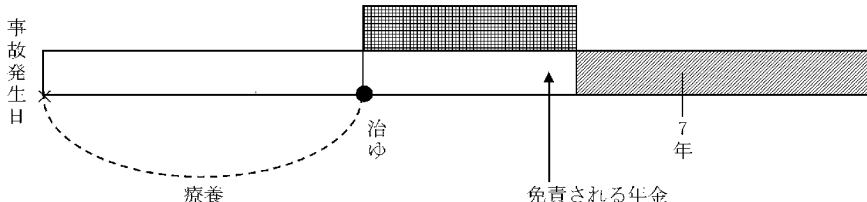
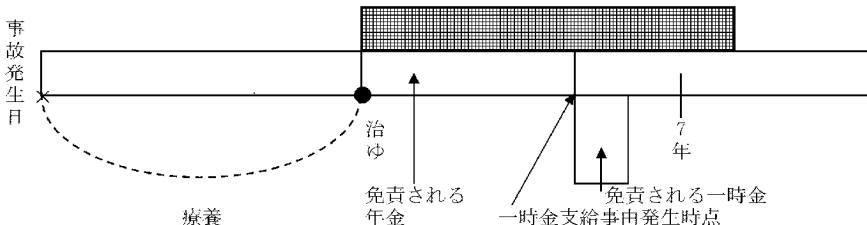
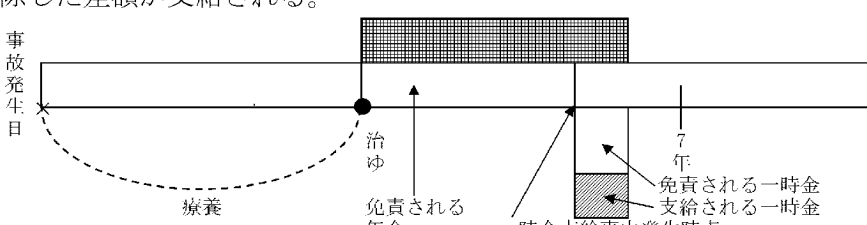
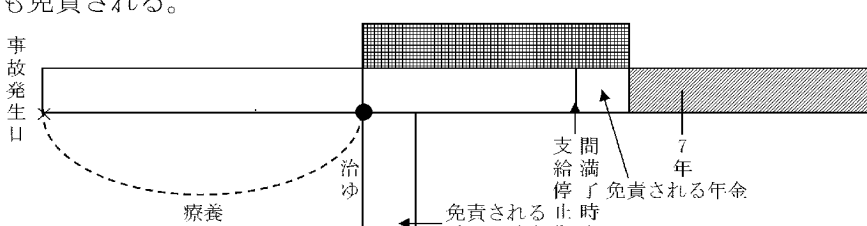
別紙の三中「支給を停止する期間は死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日（以下これらを「事故発生日」と総称する。）以後 3 年」を「支給を停止する期間は死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日（以下これらを「事故発生日」と総称する。）以後 7 年」に、「事故発生日以後 3 年」を「事故発生日以後 7 年」に改める。

別表を次のように改める。

別表

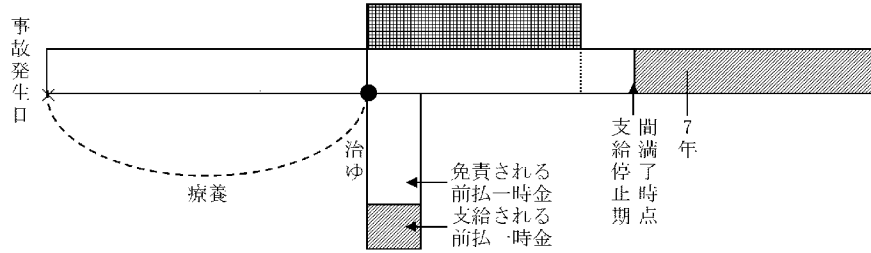
 →は年金の支給

 →は受給権者の受けた損害賠償の額

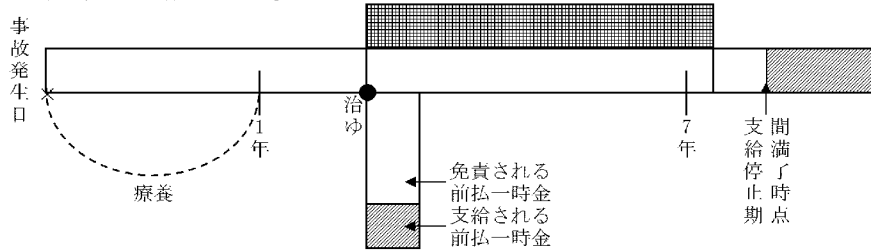
年金 (基準政令第6条)	<p>1 損害賠償の額が事故発生日以後7年経過日の属する月までの間（以下「7年間」という。）に支給すべき年金の合計額を超える場合には、7年間の年金の合計額が免責される。</p> 
	<p>2 損害賠償の額が7年間に支給すべき年金の合計額に満たない場合には、損害賠償の額に相当する年金の額が免責される。</p> 
	<p>3 事故発生日以後7年経過日までの間（以下「7年以内」という。）に等級変更による一時金を支給する場合</p> <p>ア 損害賠償の額が年金の額と等級変更による一時金の額の合計額を超える場合には、その合計額が免責される。</p> 
障害 補償	<p>イ 損害賠償の額が、年金の額と等級変更による一時金の額の合計額に満たない場合には、年金の額と一時金の額の合計額から、損害賠償の額を控除した差額が支給される。</p> 
	<p>1 7年以内に基準政令附則第1条の3第5項の規定による支給停止期間（以下「支給停止期間」という。）が満了する場合</p> <p>ア 損害賠償の額が前払一時金の額を超える場合には、前払一時金の全額が免責され、なお損害賠償の額に達するまでの間、7年以内の年金についても免責される。</p> 
年金 前払一時	

金（基準政令附則第1条の3）

イ 損害賠償の額が前払一時金の額に満たない場合には、損害賠償の額に相当する前払一時金の額が免責され、その差額が支給される。
 この場合、年金の支給停止は、免責された額を含めた前払一時金の金額に達するまでの間が支給停止期間となる。

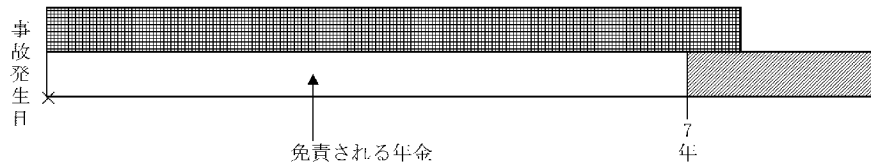


2 7年経過後に支給停止期間が満了する場合で、損害賠償の額が前払一時金の額に満たない場合には、損害賠償の額に相当する前払一時金の額が免責され、その差額が支給される。

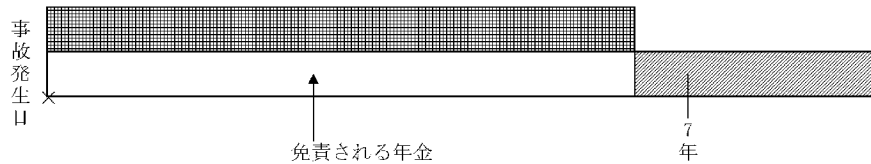


年金（基準政令第8条・第8条の3）

1 損害賠償の額が7年間に支給すべき年金の合計額を超える場合には、7年間の年金の合計額が免責される。

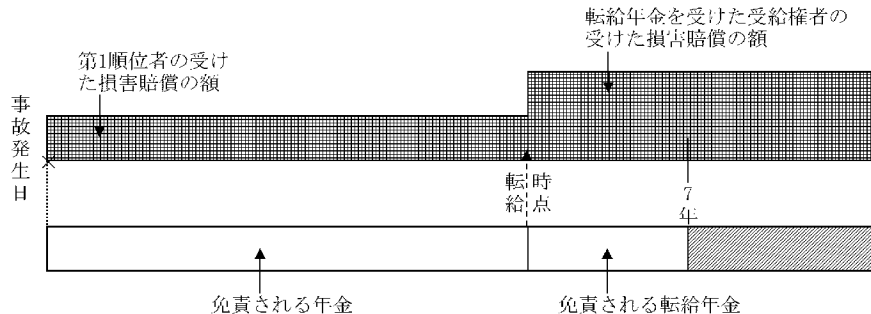


2 損害賠償の額が7年間に支給すべき年金の合計額に満たない場合には、損害賠償の額に相当する年金の額が免責される。

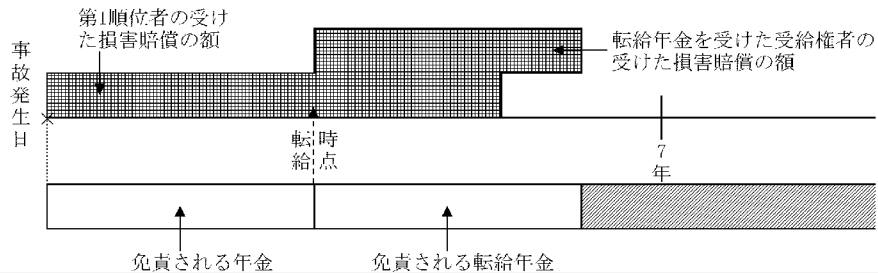


3 7年以内に転給年金（基準政令第8条の3の規定による遺族補償年金）を支給する場合

ア 転給年金の受給権者の受けた損害賠償の額が、7年間に支給すべき転給年金の合計額を超える場合には、7年間の転給年金の額が免責される。

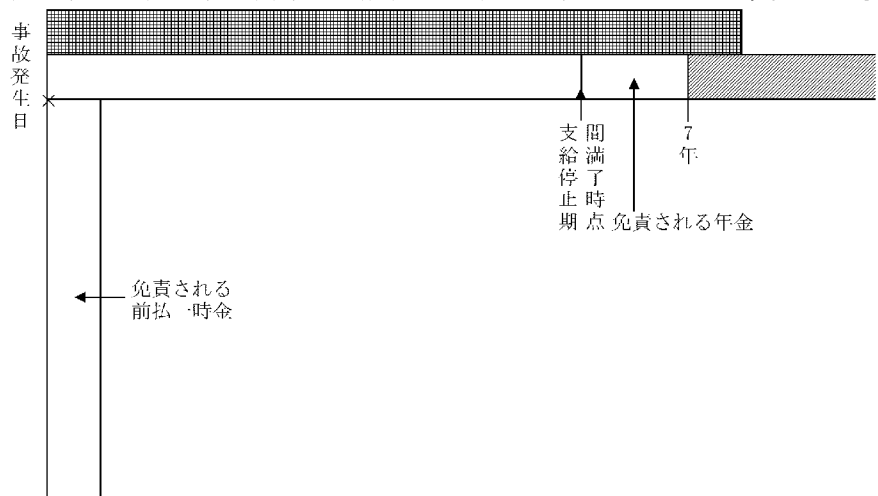


イ 転給年金の受給権者の受けた損害賠償の額が、7年間に支給すべき転給年金の合計額に満たない場合には、損害賠償の額に相当する転給年金の額が免責される。

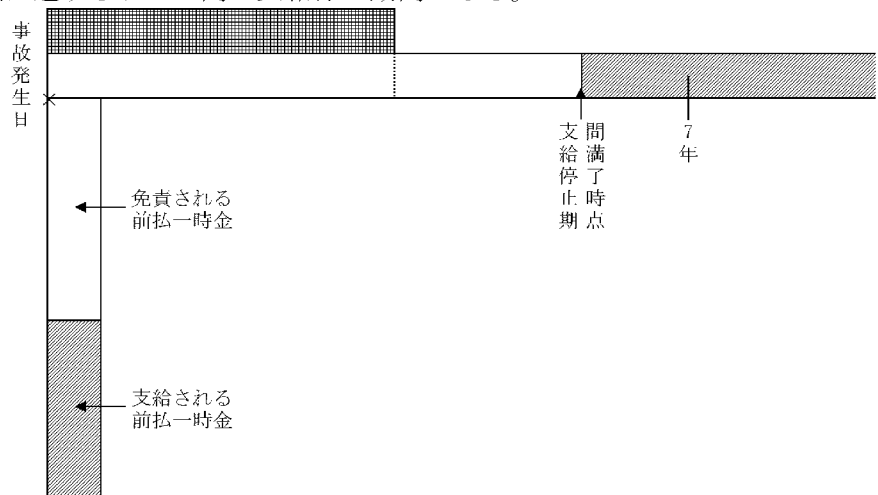


1 7年以内に基準政令附則第2条第6項の規定による支給停止期間（以下「支給停止期間」という。）が満了する場合

ア 損害賠償の額が、前払一時金の額を超える場合には、前払一時金の全額が免責され、なお損害賠償の額と免責された前払一時金との差額に相当する額の限度で、7年間に支給すべき年金の額についても免責される。

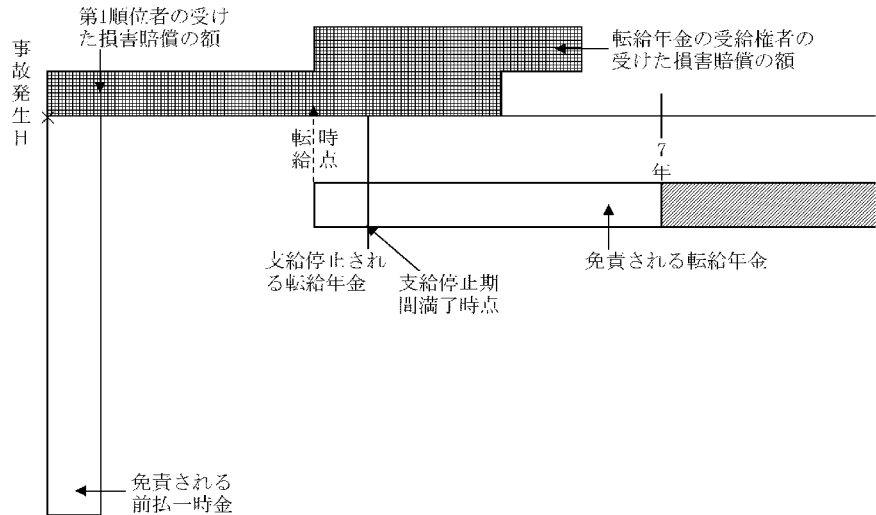


イ 損害賠償の額が前払一時金の額に満たない場合には、損害賠償の額に相当する前払一時金の額が免責され、その差額が支給される。
この場合、年金の支給停止は、免責された額を含めた前払一時金の全額に達するまでの間が支給停止期間となる。

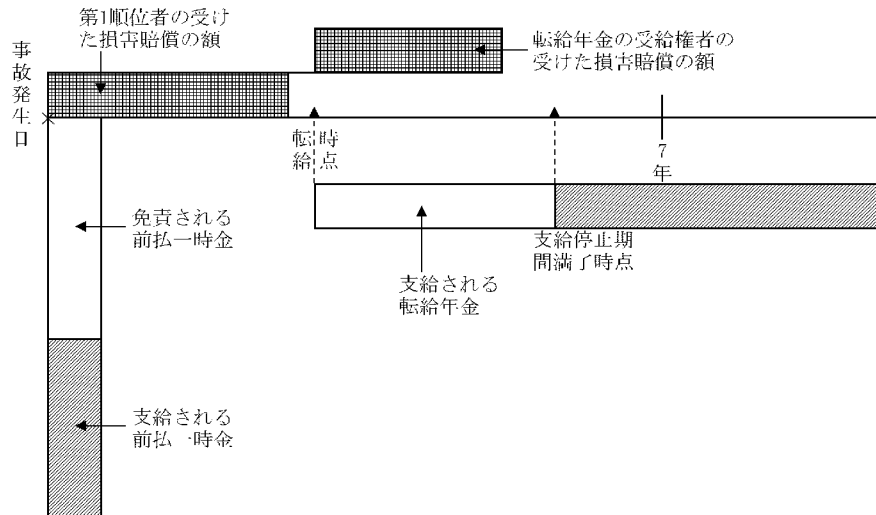


2 7年経過後に支給停止期間が満了する場合

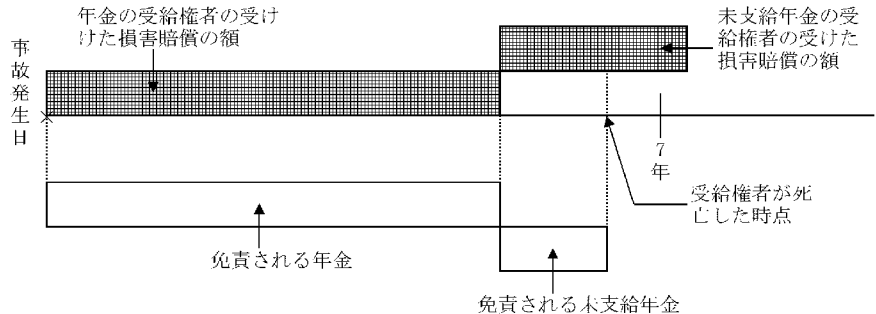
ア 損害賠償の額が、前払一時金の額を超える場合には、前払一時金の全額が免責され、前払一時金の支給停止期間の満了するまでの間年金が支給停止される。



イ 転給年金の受給権者の受けた損害賠償の額が、転給年金の受給権を取得した日から支給停止期間が満了するまでの間に支給停止しなかったものとして計算した転給年金の合計額に満たない場合には、支給停止期間の満了するまでの間転給年金は支給停止される。

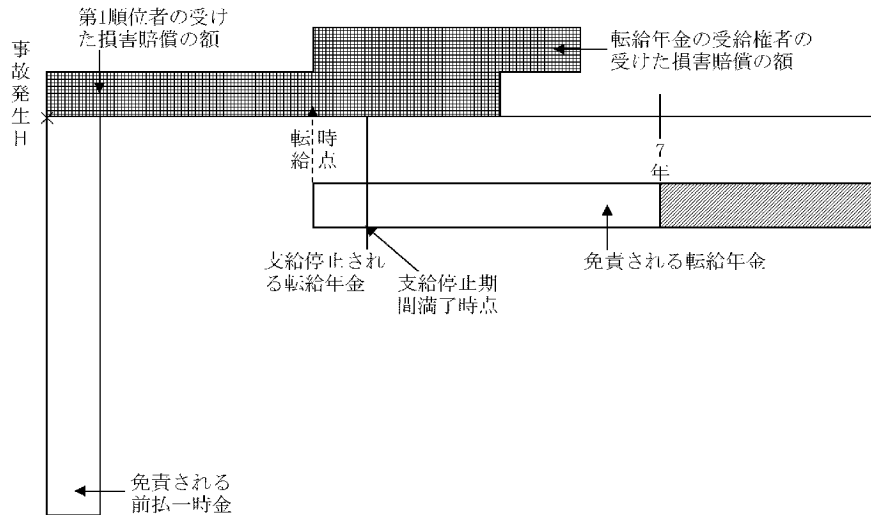


1 7年以内に死亡した年金たる損害補償の受給権が損害賠償の一部を受けなかったため、基準政令第15条の規定による受給権者又は民法の規定による相続人（以下「未支給年金の受給権者」という。）が承継した損害賠償請求権を行使して受けた損害賠償の額が、支給すべき未支給年金の額を超える場合には、未支給年金の額が免責される。

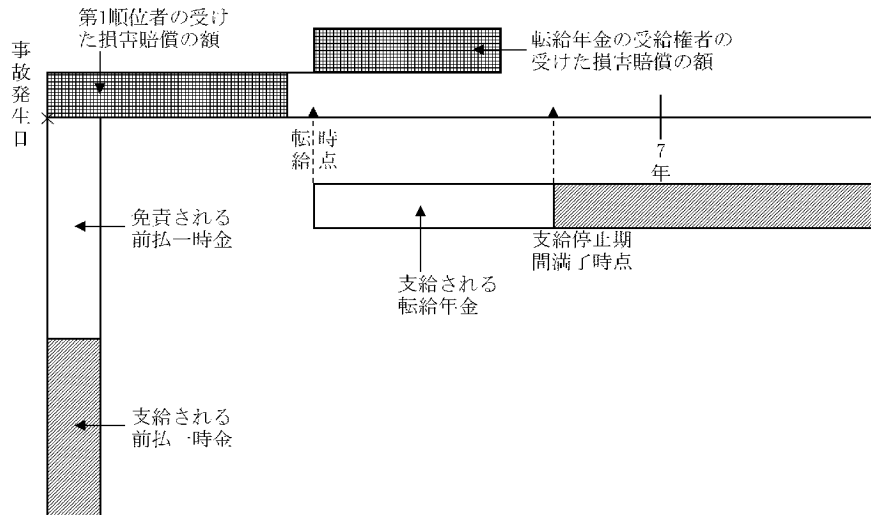


2 7年以内に死亡した年金たる損害補償の受給権者が損害賠償の一部を受けなかったため未支給年金の受給権者が継承した損害賠償請求権を行使して受けた損害賠償の額が、支給すべき未支給年金の額に満たない場合には、損害賠償の額に相当する未支給年金の額が免責され、その差額が支給される。

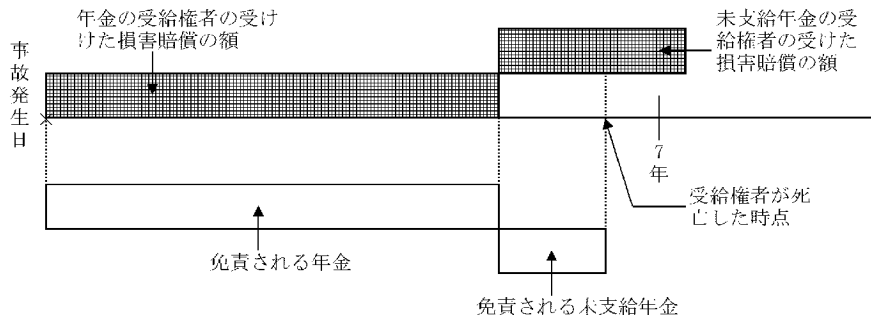
未
支
給
年
金



イ 転給年金の受給権者の受けた損害賠償の額が、転給年金の受給権を取得した日から支給停止期間が満了するまでの間に支給停止しなかったものとして計算した転給年金の合計額に満たない場合には、支給停止期間の満了するまでの間転給年金は支給停止される。

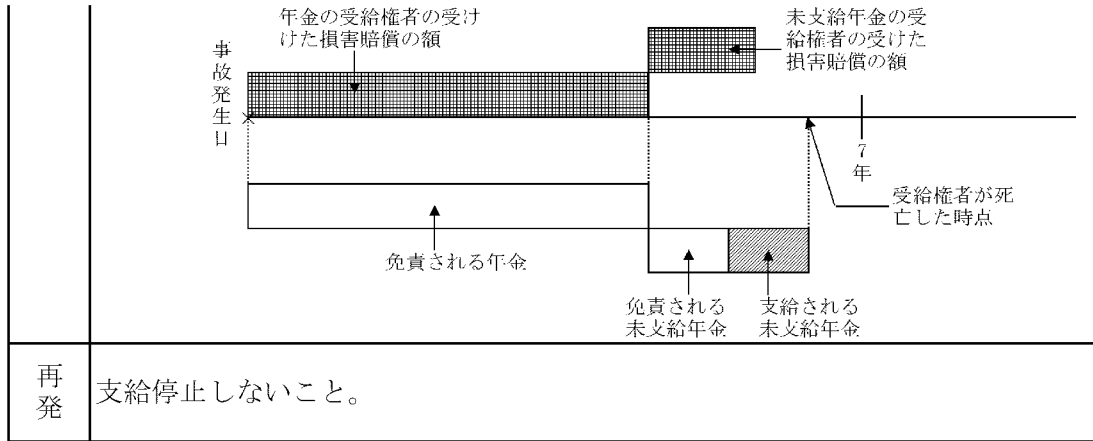


1 7年以内に死亡した年金たる損害補償の受給権が損害賠償の一部を受けなかったため、基準政令第15条の規定による受給権者又は民法の規定による相続人（以下「未支給年金の受給権者」という。）が承継した損害賠償請求権を行使して受けた損害賠償の額が、支給すべき未支給年金の額を超える場合には、未支給年金の額が免責される。



未
支
給
年
金

2 7年以内に死亡した年金たる損害補償の受給権者が損害賠償の一部を受けなかったため未支給年金の受給権者が継承した損害賠償請求権を行使して受けた損害賠償の額が、支給すべき未支給年金の額に満たない場合には、損害賠償の額に相当する未支給年金の額が免責され、その差額が支給される。



(注) 「損害賠償の額」とは、同一の事由について、受給権者が第三者から損害賠償の額を受けた場合又は自動車損害賠償保障法の規定による保険金若しくは共済金若しくは損害賠償額を受けた場合において、市町村又は水害予防組合が補償すべき損害補償との調整の対象となる額をいう。

様式第2号中 「日額3,400円×
認定補 日
償日数」 を 「日額 円×
認定補 日
償日数」

に改める。

参考1中「(参考1)」を「参考」に改め、参考1を参考とする。

参考2を削る。